竜巻エンジン V3 特許の無償提供について

2015.08.25 初版制定 グラビティエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 都田 隆

竜巻エンジンは安い部品でシンプルに構成されているが、人類史上最高の発明品の1つだ。燃料を使わないエンジンはかつてなかったし、莫大なエネルギーを創出できることは、 台風や竜巻が証明済みで、それは常識でもある。

高速増殖炉や核融合などの研究開発に投じられたきた予算は数兆円にもなるだろう。そのような大金を投じても開発しようとするのは結局はエネルギーが得たかったからである。開発に成功してもとても危険なものであるし、建設費も莫大であり、小型化は不可能であり、身近な工業製品になるようなものではない。その価値は竜巻エンジンとは比較にならないほど劣っている。相対的に竜巻エンジンには数兆円以上の価値がある。開発費と発明の価値は比例しない。飛行機は今では巨大な産業になっているが、その発明の要点は単に翼の形状を考えたというだけである。

ロケットは大爆発の恐れがありとても危険でコストがかかり過ぎる。アポロが月に行ってから50年ぐらい経つがほとんど技術的に進歩していない。今後どんなにロケット技術を進歩させても一般人が旅行に使えるような交通機関にはならない。そろそろ見切りをつけ次の技術革新を目指した方がいいのではないか。

竜巻エンジンを家電や自動車などの工業製品に搭載すれば、搭載していない他社は対抗できなくなる。それは竜巻に突撃しても勢いを止められないのと同じようなことで、竜巻エンジンは既存のシステムを一新させる潜在力を持っている。

革新的なものは既得権益者にとって脅威であることは確かだ。手段を選ばず阻止しようとする企てがあったことも知っているが、人類は絶滅の危機である地球温暖化問題を何とか解決しようともしている。誰も有効な解決策を見い出せず困っていたのではなかったか。やっとのことでその最良の解決策を発見したのに阻止しようとするのは人類を滅亡させたいということなのか。いや、人類を滅亡させたい人間は一人もいないだろう。結局は全ての人は私側にいるのだ。

間違ったことを続けてきた組織で急に正しいことをしようとすれば反逆者だと見なされる。自浄作用が機能していればその反逆者の意見も通るが、硬直していれば反逆者は粛清

される。内部に修正を望む人が多くいても言い出せないのは万国共通の組織の特徴である。 他に影響力がない組織であれば、何をしていようとかまわないが、間違った影響力を外部 に放出し続ける組織は伝染病の感染源のように問題ある。硬直した組織に自浄作用は期待 できないから、正すためにはその組織外でやるしかない。それはその組織の内部の多くの 人も実は望んでいる。蜂の巣を突っつくようなことをすると猛然と反撃してくるので「あ るがままにしておく」のが良く、やがて時間がたてば自浄作用を回復するだろう。ガリレ オは弾圧されたが、その後に認められたのと同じである。私は基本的に自由を尊重する個 人主義者だ。差し出がましいことは言いたくないと常々思っている。過去は変えられない。 未来を良くしていければそれでいいと私は思っている。

竜巻エンジン V3 は日本で特許出願済(2014年10月3日出願)である。まだ審査請求はしておらず、特許権を取得していないが、出願しただけでも一定の権利を有している。他社が竜巻エンジンを製造販売すれば将来販売の差し止め請求を受ける可能性がある。そのため他社は当社(グラビティエンジニアリング株式会社)の許可なく竜巻エンジンを製造販売できない。

竜巻エンジンの実用化を妨げる非合法の抵抗勢力がまだ少し残っているかもしれないが、原子力発電所を建設するような大きな障壁はない。公共の利益のためにはなるべく早く竜巻エンジンが実用化されることが望ましい。電化が進んでいない発展途上国の人々にとっては特に有益だ。砂漠地帯を緑豊かなオアシスにもできる。しかしながら、当社は規模が小さくとても世界の需要に応えることはできない。当社の利益より公共の利益を優先したい。そこで条件付きながら、無償で竜巻エンジンの製造販売を許諾したい。戦力の逐次投入はしないと誰かが言っていたが、これもその類のものである。フリーエネルギーだけではなくフリーライセンスにする。その条件とは以下である。

- (1) 2016年03月01日~2016年08月31日の期間内に10台以上の竜巻エンジンを製造販売した法人には当社から何らかの使用料の請求や販売差し止め請求を永久に行わない。
- (2) 販売の形態は単独の発電機としてだけではなく、冷蔵庫やエアコンなどの家電に組み込んだものや、自動車等のあらゆる工業製品に組み込んだものでもよい。
- (3) 販売の形態には発電機としての機能を有することを明らかにするため電力の出力端子があることが望ましい。
- (4) 当社から照会があった場合は当該期間内に 10 台以上を販売した証拠を提示する義務を 負う。
- (5) 製造販売の事前、事後の当社による個別の承認は必要ない。
- (6) 製造販売する法人が属する国は限定しない。
- (7) 特許は出願したのみで先願調査はしておらず特許権は取得していないため、他の特許

と競合しても当社は関知しない。

- (8) 万一、本特許に関する権利が他社に移ったとしても、ここで述べた約定は引き継ぐものとする。
- (9) この特許に関して、当社は説明、保証等のあらゆる義務を負わない。

そのまま勢いに乗って宇宙船まで作っていただけるととてもうれしい。そうなれば長く 険しい迷路からやっと解放されることになる。

間違った考えから得られる結果も間違っている。そんなことを続けても何の成果も得られない。だから50年前に月に行けても、今は行けないのだ。間違ったことを修正するのは当然のことだ。誰かが修正しなければ物事は改善されない。改善されなければ座して死を待つようなことになる。いずれは通らねばならない迷路の出口だ。間違った常識は英知ある人々の協働によって乗り越えて行ける。

以下、誓約書である。

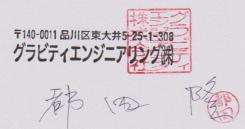
竜巻エンジン V3 特許の無償提供に関する誓約書

2015.08.25 初版制定 グラビティエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 都田 隆

当社(グラビティエンジニアリング株式会社)は竜巻エンジン V3 に関する特許(2014年10月3日に日本国特許庁に出願、未審査請求)を以下の条件とともに無償提供することを誓約する。

- (1) 2016年03月01日~2016年08月31日の期間内に10台以上の竜巻エンジンを製造販売した法人には当社から何らかの使用料の請求や販売差し止め請求を永久に行わない。
- (2) 販売の形態は単独の発電機としてだけではなく、冷蔵庫やエアコンなどの家電に組み込んだものや、自動車等のあらゆる工業製品に組み込んだものでもよい。
- (3) 販売の形態には発電機としての機能を有することを明らかにするため電力の出力端子があることが望ましい。
- (4) 当社から照会があった場合は当該期間内に10台以上を販売した証拠を提示する義務を負う。
- (5) 製造販売の事前、事後の当社による個別の承認は必要ない。
- (6) 製造販売する法人が属する国は限定しない。
- (7) 特許は出願したのみで先願調査はしておらず特許権は取得していないため、他の特許と競合しても当社は関知しない。
- (8) 万一、本特許に関する権利が他社に移ったとしても、ここで述べた約定は引き継ぐものとする。
- (9) この特許に関して、当社は説明、保証等のあらゆる義務を負わない。

以上、誓約する



Pledge for provided free of patent of Tornado engine V3

2015.AUG.25 Translated version (Original is a Japanese version)

Gravity Engineering Corporation

CEO Takashi TSUDA

Our company (Gravity Engineering Corporation) pledge to provide free of charge of patent (October 3, 2014 application in japan, not yet examination request) of Tornade engine V3 attaching conditions as follows.

- (1) Our company(Gravity Engineering Corporation) does not perform billing of some sort of fee for use and sales injunction permanently to the corporation that manufactures and sells 10 or more units of tornado engine within the period of August 31, 2016 from March 1, 2016.
- (2) Sales forms not only as a single power generator, which incorporated into appliances such as refrigerators and air conditioners and may be those incorporated in all industrial products such as automobiles.
- (3) It is preferable that the sales of the form has a power output terminal to reveal that it has a function as a generator.
- (4) It is obliged to present evidence that was sold more than 10 units within this period of time if our company had the inquiry.
- (5) There is no need individual approval by our company when before and after of manufactures and
- (6) Country of corporation that manufactured and sold is not limited.
- (7) Our patent is not acquired the patent right only filed and prior application survey to have not. If our patent compete with other patent, our company is not concerned.
- (8) Should even the rights in the patent is transferred to other company, contract mentioned herein
- (9) Regarding to this patent, our company do not undertake any obligations such as guarantees and explains.

Above, pledge 5-25-1-308 Higashiooi Shinagawa-ku Tokyo JAPAN Gravity Engineering Corporation CEO Takashi TSUDA 〒140-0011 品川区東大井5-25-1-308 グラビティエンジニアリンク(株)

都 \ 图

- 5 -